

## 相楽東部広域連合情報公開条例施行規則

平成 21 年 1 月 30 日  
規 則 第 1 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合情報公開条例(平成 21 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、条例の例による。

### (公文書公開請求書)

第 3 条 条例第 7 条の実施機関が定める請求書は、公文書公開請求書(第 1 号様式)とする。

### (公開等決定の通知)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 公開を延長する旨の通知 公文書公開決定期間延長通知書(第 2 号様式)
- (2) 公開を特例により延長する旨の通知  
公文書公開決定期間特例延長通知書(第 3 号様式)
- (3) 公開をする旨の通知 公文書公開決定通知書(第 4 号様式)
- (4) 一部公開をする旨の通知 公文書一部公開決定通知書(第 5 号様式)
- (5) 公開をしない旨の通知 公文書非公開決定通知書(第 6 号様式)

### (公開の方法等)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定により、公文書の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)は、実施機関が指定する期日及び場所において閲覧しなければならない。

- 2 前項の場合において、閲覧は、公文書を丁寧に取扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対しては、公文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

### (写しの交付部数等)

第 6 条 条例第 10 条の規定による公文書の写しの交付の部数は、対象公文書 1 件につき 1 部とする。

- 2 公文書の写しの作成に要する費用は、前納とする。

### (検索資料等)

第 7 条 条例第 12 条の公文書の検索に必要な資料は、公文書目録の写しとし、公文書の公開の事務等に関しては、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。